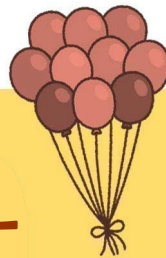


# 結婚新生活を 応援します



令和8年度  
浜松市結婚新生活  
支援事業補助金  
9/1(火)より  
受付開始

浜松市では、結婚した世帯を対象に、  
新生活に伴う費用（家賃や引越費用等）を補助します。

## 補助の 上限

夫婦  
共に 29 歳以下: **60 万円**

夫婦  
共に 39 歳以下: **30 万円**

※婚姻日における年齢

## 対象 費用

令和8年4月1日から令和9年1月31日までに支払った以下の費用

- 新居の取得費用
- 新居の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- 住宅リフォーム費用
- 引越費用（引越業者や運送業者への支払額の実費）



## 対象 世帯

以下の要件を全て満たす世帯

- ① 令和8年1月1日から令和8年12月31日までに婚姻届を提出された夫婦
- ② 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ③ 令和7年の夫婦の合計所得が 500 万円未満  
※貸与型奨学金を返済している場合は、世帯の合計所得から年間返済額を控除します。
- ④ 対象となる住宅が浜松市にあり、対象となる住宅の住所と夫婦（または一方）の住民票の住所が同じ
- ⑤ 補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住宅に定住する意思がある
- ⑥ 夫婦の一方または双方が、過去に同類の補助金の交付を受けていない
- ⑦ 夫婦ともに市税を完納している
- ⑧ 夫婦ともに実施する講座等の受講（詳細は市HPを確認）  
（ライフデザイン支援講座、プレコンセプションケアに関する講座、共家事・子育て講座、医療機関への妊娠・出産に関する相談）



## 申請 方法

【申請者】  
申請予約  
(受付フォーム)

【申請者】  
申請書類の  
提出

【浜松市】  
申請書類の  
審査・交付決定

【申請者】  
交付請求書の  
提出

【浜松市】  
申請者名義の  
口座へ振込

【問合せ】 浜松市こども若者政策課（年末年始・土日祝を除く 8:30~17:15）  
浜松市中央区鍛冶町100番地の1 ザザシティ浜松中央館5階



053-457-2795



katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp



詳細は市HPを  
御確認ください。